

マッチングサイト運営者に対する前回(第14回)以降の対応について

事案概要

○ 令和3年10月 (株)キッズラインのシッターによる虐待疑い事案が同年7月に発生していたことが発覚

➤ 本件に関する対応

対応時期	対応
令和3年10月～	○ 本件に関し、「子どもの預かりサービスのマッチングサイトに係るガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)(厚労省事務連絡)を踏まえ、同社に対し、事実関係のほかマッチングサイトの運営状況について報告を要請。
令和3年11月	○ 同社に対し、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業におけるベビーシッター派遣事業に係る新規契約の停止(特定の日以降に利用者登録をした者に対して、割引券を使用したシッティングを行わないこと)及び割引券使用に係るベビーシッターの新規登録の停止の措置。(内閣府)
令和3年12月	○ ガイドラインに記載のトラブル解決のための措置の趣旨(※)を十分理解した上で運営に当たるよう要請。 (厚労省通知) 他のマッチングサイト運営者に対しても、同様に記載の趣旨(※)について周知。(厚労省事務連絡) (※)事案における保育者の行為が不適切である可能性があるとは判断した場合は、マッチングサイト運営者より都道府県等へ情報共有することにより、認可外保育施設としての立入調査の要否について判断を委ねる必要がある ○ 同社が、厚労省から行政指導が行われた旨や今後の対応方針を自社HPに掲載。厚労省は、同HPを適合状況調査サイトにリンクを張り、利用者に周知。
令和4年4月	○ 令和3年11月の措置を引き続き継続する条件付きで、同社を令和4年度ベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者として再認定。(内閣府)
令和4年8月	○ 令和4年7月に開催したベビーシッター派遣事業割引券等取扱事業者審査・点検委員会(以下「委員会」という。)におけるヒアリング及び審査の結果に基づき、委員会に引き続き定期的に改善状況を報告する等の条件付きで令和4年4月の再認定の条件を変更。(ベビーシッター派遣事業に係る新規契約の停止及び割引券使用に係るベビーシッターの新規登録の停止について解除。)(内閣府)